

|| || || || || || || || || || || || || || || || || || ||

資 料

|| || || || || || || || || || || || || || || || || || ||

## 羽幌町防災会議条例

〔 昭和38年3月18日 〕  
条 例 第 7 号

改正 平成元年9月25日 条例第31号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、羽幌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

羽幌町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報収集すること。

前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもってこれを充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

資 料 （羽幌町防災会議条例）

---

町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者

北海道の知事とその部内の職員のうちから指名する者

町の区域の全部又は一部の管轄する警察署長又はその指名する職員

町長がその部内の職員のうちから指名する者

町の教育委員会の教育長

北留萌消防組合の消防長、消防署長及び羽幌消防団長

町長が指名する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員並びに公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号及び第7号の委員の定数は18人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期

8 前項の委員は、再選されることが出来る。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことが出来る。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことが出来る。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は部会の事務を把握を掌理する。

資 料 （羽幌町防災会議条例）

---

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に図って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 羽幌町災害対策本部条例

〔 昭和38年3月18日 〕  
条 例 第 8 号

### （目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基き、羽幌町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命令を受け災害対策本部の事務に従事する。

### （部）

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部に事務を掌理する。

### （雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

---

## 災害対策基本法（抄）

制 定 昭和38年 3月18日 法律第 223号

最終改正 平成16年 4月21日 法律第 36号

### （目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財産金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政

組織法第8条の2に規定する機関

二 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法律第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号口に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

## 資料（災害対策基本法）

---

地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれに実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団体等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

## 資料（災害対策基本法）

---

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不相当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同で設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長

が任命する。

- 4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村長の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第4条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に低触するものであってはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

## 資料（災害対策基本法）

---

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる設置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

- 3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（災害予防及びその実施責任）

第46条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行うものとする。

防災に関する組織の整備に関する事項

防災に関する訓練に関する事項

防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を

防止するために行うものとする。

警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

消防、水防その他の応急措置に関する事項

被災者の救難、救助その他保護に関する事項

災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

施設及び設備の応急の復旧に関する事項

清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

緊急輸送の確保に関する事項

前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のため措置に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

らない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項、第2項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第5項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前項第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（市町村の応急措置）

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

## 資 料

### 留萌海上保安部と北留萌消防組合本部 との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む、以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、留萌海上保安部と北留萌消防組合本部との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担当区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として北留萌消防組合本部（以下「消防本部」という。）が担当し、留萌海上保安部（以下「海上保安部」という。）はこれに協力するものとする。

ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶  
河川湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担当し、消防本部はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第2条 消防本部の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防本部から要請があった場合において、海上保安部の協力事項は次のとおりとする。

巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒

船舶火災のため、船舶又は陸上施設への延焼のおそれある場合において、火災船舶又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航

その他船舶火災による消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議の上、有効な消火活動を行うものとする。

（消防本部の協力事項）

第3条 海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があった場合において、消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

消火活動に必要な場合における海上保安部の指定する場所への消防車等の出動

## 資 料

---

船舶又は流出油による火災に対して陸上から消火活動が有効であると認められた場合における消防車等の出動

その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の上席職員と協議の上有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分により船舶に対して行うものとする。

2 消防本部から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部は、これに協力するものとする。

3 消防本部は第1項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められた場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。

4 海上保安部から、犯罪捜査のための協力の要請があった場合は、消防本部は、これに協力するものとする。

5 前項の場合のほか、海上保安部から第1項の調査のための協力の要請があったときは、消防本部は、これに協力するものとする。

6 海上保安部は、第1項の調査の内容を消防本部に通報するものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部又は消防本部が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安部又は消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

## 資 料

---

### (費用の負担)

第8条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

### (大型タンカー等の事故対策)

第9条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防本部は、羽幌町防災会議の「海上災害対策計画」に基づき、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

情報及び資料の交換

消火活動要領の作成

必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

### (協定の改定)

第10条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

### 附 則

1 この協定は、平成 年 月 日から実施する。

平成 年 月 日

留萌海上保安部長

印

北留萌消防組合消防長

印

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

1 給油取扱所

1

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
新北光石油株式会社	羽幌町南大通 4丁目16-1	第4類	ガソリン	10,000	5.0倍
			軽油・灯油	30,000	3.0倍
			潤滑油	1,000	0.16倍
			計	41,000	80.16倍
澤井石油商事株式会社	羽幌町南大通 4丁目15	第4類	ガソリン	20,000	1.00倍
			軽油・灯油	37,000	3.7倍
			第3石油類	2,300	1.15倍
			計	59,000	138.15倍
朝日石油株式会社	羽幌町南6条 4丁目1	第4類	ガソリン	20,000	1.00倍
			軽油・灯油	29,200	29.20倍
			重油	2,000	1倍
			潤滑油	2,000	0.33倍
計	41,000	130.53倍			
羽幌石油株式会社	羽幌町栄町 90番地1	第4類	ガソリン	19,200	9.6倍
			軽油・灯油	19,200	19.20倍
			重油	800	0.40倍
			潤滑油	1,500	0.25倍
計	40,700	115.85倍			
日商プロパン石油株式会社	羽幌町北大通 3丁目1-1	第4類	ガソリン	19,290	96.45倍
			軽油・灯油	38,400	38.40倍
			重油	1,000	0.50倍
			潤滑油	2,000	0.33倍
計	60,690	135.68倍			
オロロン農業協同組合	羽幌町南6条 2丁目7-8	第4類	ガソリン	9,500	47.50倍
			軽油	9,500	9.50倍
			重油	800	0.40倍
			潤滑油	1,500	0.25倍
計	21,300	57.65倍			

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

1 給油取扱所

2

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
株式会社北一組 (自家給油所)	羽幌町栄町 104番地1	第4類	ガソリン 軽油・灯油 潤滑油 計	10,000 40,000 2,000 52,000	50倍 40倍 0.33倍 90.33倍
マキタ産業株式会社 (自家給油所)	羽幌町緑町 6番地2	第4類	軽油	30,000	30倍
北るもい漁業協同組合 焼尻支所 (自家給油所)	羽幌町大字焼尻 字東浜	第4類	ガソリン 軽油 計	600 600 1,200	3倍 0.60倍 3.60倍
北るもい漁業協同組合 天売支所 (自家給油所)	羽幌町大字天売 字弁天95	第4類	ガソリン 軽油 計	600 600 1,200	3倍 0.60倍 3.60倍
ホッコン株式会社 羽幌工場 (自家給油所)	羽幌町北町 6番地2	第4類	軽油	4,000	4倍
北るもい漁業協同組合 焼尻支所 (船舶給油取扱所)	羽幌町大字焼尻 字東浜233番地 の1	第4類	重油 重油 計	50,000 100,000 150,000	25倍 50倍 75倍
北るもい漁業協同組合 天売支所 (船舶給油取扱所)	羽幌町大字天売 字港町荷捌地	第4類	重油	102,000	51倍
澤井石油商事株式会社 (船舶給油取扱所)	羽幌町港町2丁目 25番地2	第4類	重油 重油 計	100,000 200,000 300,000	50倍 100倍 150倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

2 一般取扱所

1

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
澤井石油商事株式会社	羽幌町栄町 2 2 1 番地 4	第 4 類	灯油	24,000	2.4 倍
			軽油	24,000	2.4 倍
			計	48,000	4.8 倍
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町港町 2 丁 目 2 5 番地 2	第 4 類	重油	100,000	5.0 倍
羽幌機材工業有限公司 (ボイラー消費)	羽幌町北 2 条 3 丁目 6	第 4 類	重油	2,500	1.25 倍
日商プロパン石油 株式会社羽幌給油所	羽幌町北 2 条 3 丁目 9	第 4 類	灯油	30,000	3.0 倍
			軽油	10,000	1.0 倍
			重油	6,000	3.0 倍
			計	46,000	4.3 倍
オロロン農業協同組合	羽幌町緑町 2 3 番地	第 4 類	灯油・軽油	4,800	4.80 倍
北るもい漁業協同組合 焼尻支所	羽幌町大字焼尻 字東浜 232 番地	第 4 類	重油	3,000	1.50 倍
北海道電力株式会社旭 川支店豊崎発電所 (ボイラー消費)	羽幌町大字焼尻 字豊崎 8 0 番 地 3	第 4 類	重油	4,500	2.25 倍
ホクレン農業協同組合	羽幌町寿町 260 番 地	第 4 類	灯油	30,000	3.0 倍
			軽油	20,000	2.0 倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

3 地下タンク貯蔵所

1

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
ホッコン株式会社 羽幌工場	羽幌町北町 6番地2	第4類	軽油 重油 計	4,000 6,000 10,000	4倍 3倍 7倍
北海道立羽幌病院	羽幌町栄町	第4類	重油	40,000	20倍
羽幌機材工業有限会社	羽幌町北2条 3丁目	第4類	重油	10,000	5倍
株式会社北海道銀行 羽幌支店	羽幌町南大通 1丁目	第4類	灯油	1,500	1.50倍
羽幌町外2町村衛生施設組合	羽幌町北町	第4類	メタノール 重油 計	12,000 12,000 24,000	30倍 6倍 36倍
北留萌消防組合消防署	羽幌町南5条 4丁目	第4類	重油	7,000	3.50倍
北海道立羽幌高等学校	羽幌町南町	第4類	重油	15,000	7.50倍
羽幌石油株式会社	羽幌町北町	第4類	重油	9,600	4.80倍
留萌開発建設部 羽幌港湾建設事業所	羽幌町港町 4丁目	第4類	灯油	3,000	3倍
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町栄町	第4類	灯油 軽油 計	19,800 14,700 34,500	19.80倍 14.70倍 34.50倍
加藤病院	羽幌町南6条 5丁目	第4類	灯油	5,000	5倍
羽幌町中央公民館	羽幌町南6条 2丁目	第4類	重油	7,000	3.50倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

3 地下タンク貯蔵所

2

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
沿岸バス株式会社	羽幌町南7条 4丁目	第4類	灯油	1,890	1.89倍
羽幌町立羽幌小学校	羽幌町南5条 5丁目	第4類	灯油	8,000	8倍
羽幌町市街地区学校 給食センター	羽幌町南5条 5丁目	第4類	重油	3,000	1.50倍
サケットプラザ はぼろ (いきいき交流センター)	羽幌町北4条 1丁目	第4類	重油	12,000	6倍
北海道栽培漁業振興公 社羽幌事業所	羽幌町栄町43 番地2	第4類	重油	30,000	15倍
日商プロパン石油 株式会社羽幌支店	羽幌町北2条 3丁目9	第4類	灯油 軽油 重油 計	98,000 29,000 20,000 147,000	9.8倍 2.9倍 1.0倍 13.7倍
ちくべつ機械利用組合	羽幌町字高台 304-3	第4類	灯油	5,000	5倍
羽幌町すこやか健康 センター	羽幌町南6条 3丁目	第4類	灯油	1,900	1.90倍
羽幌警察署	羽幌町南4条 4丁目	第4類	重油	5,000	2.50倍
羽幌町総合体育館	羽幌町字朝日 1812	第4類	重油	6,000	3倍
きらりサイクル工房	羽幌町字築別 815	第4類	灯油	10,000	1.0倍
ホクレン農業協同組合	羽幌町寿町260番 地	第4類	灯油 軽油 計	98,000 98,000 196,000	98.0倍 98.0倍 196.0倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

4 移動タンク貯蔵所

1

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
斉藤 正	羽幌町大字焼尻 字東浜282 番地	第4類	重油	2,000	1倍
斉藤 正	羽幌町大字焼尻 字東浜232 番地	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
新北光石油株式会社	羽幌町幸町53 番地10	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍
北伸興業株式会社	羽幌町栄町 226 番地	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍
天売小型運輸有限公司	羽幌町大字天売 字弁天6 番地47	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
天売小型運輸有限公司 焼尻	羽幌町大字焼尻 字東浜	第4類	灯油 重油 計	2,000 1,000 3,000	2倍 0.50倍 2.50倍
駒井商店	羽幌町寿町 255 番地8	第4類	灯油	3,000	3倍
北海道エナジーテック株式会 社羽幌営業所	羽幌町南町62 番地2	第4類	灯油	3,000	3倍
羽幌石油株式会社	羽幌町栄町90 番地1	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
羽幌石油株式会社	羽幌町栄町90 番地1	第4類	灯油	3,000	3倍
株式会社北一組	羽幌町栄町104 - 14	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
日商プロパン石油株式 会社羽幌支店	羽幌町北大通3 丁目9 番地2	第4類	重油	4,000	2倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

4 移動タンク貯蔵所

2

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
中山 淳	羽幌町大字焼尻 字東浜267 番地1	第4類	灯油	3,000	3倍
朝日石油株式会社	羽幌町南6条 4丁目2-2	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍
羽幌石油株式会社	羽幌町栄町90 番地1	第4類	灯油・軽油 ・重油	4,000	4.20倍
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町南大通4 丁目15番地	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町南大通4 丁目15番地	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町南大通4 丁目15番地	第4類	灯油・軽油 ・重油	4,200	4.20倍
新北光石油株式会社	羽幌町幸町53 番地10	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍
日商プロパン石油株式 会社羽幌支店	羽幌町北大通3 丁目9番地2	第4類	灯油・軽油	3,700	3.70倍
天売小型運輸有限会社	羽幌町大字天売 字弁天6番地47	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
株式会社マキタ産業	羽幌町緑町6 番地2	第4類	灯油・軽油	4,000	4倍
斉藤 真 治	羽幌町南3条 3丁目3番地	第4類	灯油	2,000	2倍
森 燃 料 店	羽幌町南大通1 丁目34	第4類	灯油	3,000	3倍
日商プロパン石油株式 会社羽幌支店	羽幌町北大通3 丁目9番地2	第4類	灯油・軽油	3,000	3倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

4 移動タンク貯蔵所

3

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
真田運輸株式会社	羽幌町寿町260 4	第4類	灯油・軽油	3,800	3.8倍
真田運輸株式会社	羽幌町寿町260 5	第4類	灯油・軽油	4,000	4.0倍
真田運輸株式会社	羽幌町寿町260 7	第4類	灯油・軽油	4,000	4.0倍
日商プロパン石油株式会社羽幌支店	羽幌町北2条3 丁目	第4類	灯油・軽油 ・A重油	4,000	4.0倍

5 屋外タンク貯蔵所

1

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
北海道電力株式会社旭川支店焼尻発電所	羽幌町大字焼尻 字豊崎80番地3	第4類	重油	100,000	50倍
羽幌石油株式会社	羽幌町緑町2 番地	第4類	重油	6,000	3倍
澤井石油商事株式会社羽幌営業所	羽幌町栄町 221番地4	第4類	灯油	38,500	38.5倍
澤井石油商事株式会社羽幌営業所	羽幌町栄町 221番地4	第4類	重油	30,000	15倍
澤井石油商事株式会社羽幌営業所	羽幌町港町2 丁目25番地2	第4類	重油	300,000	150倍
羽幌町立幌北小学校	羽幌町字上築	第4類	灯油	1,400	1.40倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

5 屋外タンク貯蔵所

2

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
農業構造改善事業初乾 燥施設	羽幌町字中央 9 2 番地 1	第 4 類	灯油	2,100	2.10倍
北るもい漁業協同組合 天売支所	羽幌町大字天売 字港町荷捌地	第 4 類	重油	102,000	5 1 倍
北るもい漁業協同組合 焼尻支所	羽幌町大字焼尻 字東浜233 番地1	第 4 類	重油	150,000	7 5 倍

6 屋外貯蔵所

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
羽幌沿海フェリー株式 会社	羽幌町港町 1 丁目	第 4 類	灯油・軽油	4,000	4 倍

7 屋内タンク貯蔵所

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
羽幌町役場	羽幌町南町 1 番地の 1	第 4 類	重油	10,000	5 倍
羽幌町立羽幌中学校	羽幌町北 5 条 3 丁目	第 4 類	灯油	8,000	8 倍

参考資料

危険物貯蔵所等所在一覧表（平成16年12月31日現在）

8 屋内貯蔵所

事業所名	所在地	類別	品名	数量 (1)	指定数量 の倍数
澤井石油商事株式会社 羽幌営業所	羽幌町南大通4 丁目	第4類	灯油 重油 計	3,000	3倍
				5,000	2.50倍
				8,000	5.50倍
北るもい漁業協同組合 天売支所	羽幌町大字天売 字前浜地先	第4類	ガソリン 軽油 灯油 計	3,000	1.5倍
				2,000	2倍
				4,000	4倍
				9,000	2.1倍
北るもい漁業協同組合 焼尻支所	羽幌町大字焼尻 字東浜233番地1	第4類	ガソリン 軽油 計	400	2倍
				400	0.4倍
				800	2.4倍
日商プロパン石油株式 会社羽幌給油所	羽幌町北大通3 丁目9番地2	第4類	灯油・軽油 潤滑油 計	15,500	15.5倍
				3,000	0.5倍
				18,500	1.6倍
北海道電力株式会社旭 川支店焼尻発電所	羽幌町大字焼尻 字豊崎80番地3	第4類	潤滑油	6,000	1倍
天売小型運輸有限会社	羽幌町大字天売 字和浦82番地	第4類	ガソリン 灯油・軽油 計	600	3倍
				1,400	1.4倍
				2,000	4.4倍
羽幌木材加工協同組合	羽幌町緑町52 番地	第4類	キシレン メタノール トルエン アセトン 計	1,000	1倍
				200	0.5倍
				200	1倍
				320	0.8倍
				1,720	3.3倍

